

定期監査結果の公表

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年4月30日

宇和島市監査委員 山田喜昭
宇和島市監査委員 石崎大樹

定期監査結果報告

1. 監査の対象及び期間

監査対象	対象期間	実施期間
文化・スポーツ課	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	令和7年1月6日から 令和7年2月28日まで
伊達博物館	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	令和7年1月6日から 令和7年2月28日まで
人権啓発課	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	令和7年1月6日から 令和7年2月28日まで
吉田支所	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	令和7年3月1日から 令和7年3月14日まで
三間支所	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	令和7年3月3日から 令和7年3月11日まで
津島支所	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	令和7年3月3日から 令和7年3月14日まで

2. 監査を行った委員

山 田 喜 昭
石 崎 大 樹

3. 監査の方法

監査に当たっては、財務に関する事務の執行が法令に基づいて適正、効率的かつ合理的に執行されているかなどに主眼をおき、提出された資料を検討し、関係諸帳簿との照合を行い、内容を監査したほか、分掌事務の管理運営について所属長及び担当職員より事情を聴取して実施した。

4. 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について関係書類等を監査した結果、おおむね良好に行われていたが、一部において注意、改善等を要する事項が見受けられた。その概要は次のとおりであるが、今後、より一層適正な事務の執行を望むものである。

(1) 文化・スポーツ課

旅行命令書等において、記載不備が見受けられたので、適正な事務処理に努められたい。

契約事務において、作成書類及び提出書類に記載不備や決裁漏れが見受けられたので、宇和島市契約規則及び財政課通知などに則した適正な事務処理を行うとともに、書類を受理した際は、内容を十分精査されたい。

補助金交付事務において、作成書類及び提出書類に記載不備が見受けられたので、宇和島市補助金等交付規則及び各補助金交付要綱などに則した適正な事務処理を行うとともに、書類を受理した際は、内容を十分精査されたい。

各施設等使用（利用）許可申請事務において、作成書類及び提出書類の記載不備が見受けられたほか、体育施設使用料が後納になっている事例が多数見受けられたので、申請書を受理する際は内容を十分精査し、適正な事務処理に努められたい。

(2) 伊達博物館

旅行命令書等において、記載不備が見受けられたので、適正な事務処理に努められたい。

契約事務において、作成書類に記載不備が見受けられたので、適正な事務処理に努められたい。

(3) 人権啓発課

旅行命令書において、記載不備のほか、出張復命書にも不備が多数見受けられたので適正な事務処理を行われたい。

契約事務において、作成書類及び提出書類に記載不備が見受けられたので、適正な事務処理を行うとともに、書類を受理した際は、内容を十分精査されたい。

補助金等交付事務において、旧様式を使用している事例が散見されたので、適正な事務処理を行われたい。

隣保館使用許可事務において、作成書類及び提出書類に記載不備が見受けられたので、適正な事務処理を行うとともに、書類を受理した際は、内容を十分精査されたい。

(4) 吉田支所

契約事務において、作成書類及び委託先提出書類に記載誤りや記載漏れが見受けられたので、宇和島市契約規則及び財政課通知などに則した適正な事務処理を行うとともに、書類を受理した際は、内容を十分精査されたい。

(5) 三間支所

補助金交付事務において、提出書類に記載不備が見受けられたので、適正な事務処理を行うとともに、書類を受理した際は、内容を十分精査されたい。

(6) 津島支所

契約事務において、作成書類及び提出書類に記載不備が見受けられたので、適正な事務処理を行うとともに、書類を受理した際は、内容を十分精査されたい。